

鹿角市地域公共交通運賃協議会設置要綱

（目的）

第1条 道路運送法（昭和26年法第183号。以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域住民の生活のための旅客運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）の協議を行うため、鹿角市地域公共交通運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものである。

（協議事項）

第2条 協議会は、地域の実情に応じた一般乗合旅客自動車運送の運賃等に関する事項を協議するものとする。

（協議会の構成員）

第3条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- （1） 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （2） 東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者
- （3） 市長が住民の意見を代表する者として指名する者
- （4） 市職員

（任期）

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副市長をもって充て、副会長は委員の中から会長が指名する者とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席が無ければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができること

とし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

- 4 会議の決議方法は出席委員の合意をもって決するものとし、合議によって決することができないときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長が必要と認める場合は、書面審議により議事を決することができる。ただし、書面審議により協議会を開催する場合は、委員の過半数からの回答がなければ、議事は成立しない。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、市民部生活環境課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。